

(目的)

第1条 社会福祉法人^{恩師財団} 済生会支部神奈川県済生会（以下「運営法人」という。）が運営する横浜市港南台地域ケアプラザ（以下「ケアプラザ」という。）が行う指定通所介護事業及び横浜市通所介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において排せつ、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な通所介護及び横浜市通所介護相当サービス（以下、「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(名称等)

第3条 ケアプラザの名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 横浜市港南台地域ケアプラザ
- (2) 所在地 横浜市港南区港南台三丁目3番1号 港南台214ビル

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ケアプラザに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) 生活相談員 2名(常勤兼務 2名)
生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して通所介護計画及び横浜市通所介護相当サービス計画書（以下、「通所介護計画等」という。）の作成の補助等を行う。
- (3) 機能訓練指導員 5名(非常勤兼務 5名)
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業員の指導にあたる。
- (4) 看護職員 5名(非常勤兼務 5名)
看護職員は、健康管理の業務に当たる。
- (5) 介護職員 10名(常勤兼務2名、非常勤8名)

介護職員は、指定通所介護等の業務にあたる。

(6) 運転職員 2名(非常勤2名)

運転職員は、送迎時の運転等の業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ケアプラザの営業日及び業務時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

2 ケアプラザのサービス提供時間は、午前9時30分から午後4時35分までとする。

(通所介護等の利用定員)

第6条 通所介護等の利用定員は通所介護と横浜市通所介護相当サービスを合計して25名とする。

(通所介護等の利用料)

第7条 通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護等に要した交通費は、公共交通機関により要した費用の実費を徴収する。

3 利用者の希望によるその他の費用

(1) 昼食代 640円(おやつ代60円を含む。)

(2) 教養娯楽費 実費

(3) 急なキャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。

ア 前日の午前9時から午後5時までに連絡がない場合 昼食代相当額の50%

イ 前日の午後5時から当日までに連絡がない場合 昼食代相当額

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。

6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通所介護等の内容及び提供方法)

第8条 通所介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活上の世話及び支援

(2) 食事の提供

(3) 入浴(希望者のみ)

(4) 機能訓練

(5) レクリエーション

(6) バイタルチェック

(7) 送迎(希望者のみ)

(8) 相談

(9) 家族指導

2 通所介護等の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) ケアプラザは、通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- (2) ケアプラザの管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。
- (3) 前号の通所介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画書(以下、「居宅サービス計画等」という。)が作成されている場合には、当該計画に沿った通所介護計画等を作成する。
- (4) 管理者は通所介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
- (5) ケアプラザは、サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (7) ケアプラザは、サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- (8) 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の通所介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
- (9) 居宅サービス計画等の作成後においても、当該通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画等の変更を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次の地域とする。

- (1) 港南区 港南台一丁目から九丁目まで、日野南一丁目から七丁目まで、日野中央一丁目から三丁目まで及び日野七丁目から九丁目まで
- (2) 磯子区 洋光台五丁目及び六丁目
- (3) 栄区 上郷町、若竹町及び元大橋一丁目

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 ケアプラザにおいて感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

(緊急時等における対応方法)

第11条 ケアプラザの職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 ケアプラザは、利用者に事故が発生した場合には、速やかに横浜市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護

支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

（苦情に対する対応方針）

第13条 ケアプラザは、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 ケアプラザは、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

（事故発生時の対応）

第14条 ケアプラザは、利用者に事故が発生した場合には、速やかに横浜市、利用者の居住区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 ケアプラザは、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 ケアプラザは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 ケアプラザが得た利用者又はその家族の個人情報については、ケアプラザでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第16条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 ケアプラザは、通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人とケアプラザの管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成12年7月3日一部改正(職員の員数等)

平成12年9月1日一部改正(職員の員数)

平成13年7月1日一部改正(職員の員数)

平成14年1月4日一部改正(事業実施地域)

平成15年6月1日一部改正(職員の員数)

平成17年10月1日一部改正(利用者に負担していただく食事等の額)

平成18年4月1日一部改正(介護予防通所介護)

平成19年9月19日一部改正(職員の員数等)

平成19年11月1日一部改正(サービス提供時間の増等)

平成20年10月1日一部改正(職員の員数 看護師兼機能訓練指導員4名⇒5名)

平成21年6月1日一部改正(職員の員数 生活相談員 常勤2名⇒3名)

平成22年2月1日一部改正(職員の員数 生活相談員 常勤3名⇒2名 非常勤1名⇒1名)

平成22年4月1日一部改正(職員の員数 生活相談員 常勤2名⇒1名 非常勤1名⇒1名)

平成22年7月1日一部改正(職員の員数 生活相談員 常勤1名 非常勤1名⇒2名)

平成23年9月11日一部改正(職員の員数 生活相談員 常勤2名 非常勤2名⇒0名)

平成23年11月27日一部改正(職員の員数 看護師兼機能訓練指導員5名⇒6名うち1名は准看護師)

平成24年1月1日一部改正(職員の員数 生活相談員 常勤3名 非常勤2名⇒常勤3名)

平成24年4月1日一部改正(職員の員数 生活相談員 常勤2名 非常勤3名⇒2名)(サービス提供時間の増等)

平成24年1月1日一部改正(職員の員数 生活相談員 常勤2名⇒3名)

平成24年4月1日一部改正(職員の員数 生活相談員 常勤3名⇒2名)

(サービス提供時間の増等及び事業内容の追加)

平成24年6月22日一部改正(職員の員数 生活相談員 常勤2名 非常勤1名)

平成25年4月21日一部改正(職員の員数 看護師兼機能訓練指導員6名⇒5名うち1名は准看護師)

平成28年4月1日一部改正(職員の員数 看護職5名 看護師4名、准看護師1名⇒看護師5名

介護職員17名⇒14名)

平成28年5月1日一部改正(職員の員数 介護職員 常勤1名 非常勤14名⇒15名)

平成28年6月1日一部改正(職員の員数 介護職員 常勤1名⇒2名)

平成28年7月1日一部改正(職員の員数 介護職員 常勤2名⇒1名)

平成29年1月1日一部改正(職員の員数 介護職員 非常勤15名⇒16名)

平成29年4月1日一部改正(職員の員数 介護職員 非常勤16名⇒13名)

平成29年7月1日一部改正(職員の員数 看護師 非常勤5名⇒常勤1人 非常勤5名)

平成29年8月1日一部改正(職員の員数 生活相談員 常勤2名 非常勤1名⇒常勤2名

介護職員 常勤1名 非常勤13名⇒常勤2名 非常勤12名)

平成29年9月1日一部改正(職員の員数 介護職員 非常勤12名⇒13名)

平成29年10月1日一部改正(業務日の減、職員の員数 看護師 非常勤5名⇒4名、

介護職員 非常勤13名⇒12名)

平成29年12月5日一部改正(職員の員数 介護職員 非常勤12名⇒13名)

平成29年12月8日一部改正(職員の員数 介護職員 非常勤13名⇒12名)

平成29年12月29日一部改正(職員の員数 介護職員 非常勤12名⇒11名)

平成30年2月1日一部改正(職員の員数 介護職員 非常勤11名⇒12名)

平成30年3月1日一部改正(職員の員数 介護職員 非常勤12名⇒13名)

平成30年4月1日一部改正（職員の員数 看護師 常勤1人 非常勤4名⇒非常勤4名）

平成30年4月18日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤13名⇒14名）

平成30年5月12日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤14名⇒13名）

平成30年5月16日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤13名⇒12名）

平成30年6月2日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤12名⇒13名）

平成30年6月4日一部改正（職員の員数 看護師 非常勤4名⇒5名）

附則

この規程は令和2年1月1日から施行する。

令和2年4月1日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤17名⇒16名）

令和2年10月1日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤16名⇒14名）

令和3年1月1日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤14名⇒11名）

令和3年4月1日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤11名⇒12名）

令和3年8月1日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤12名⇒13名）

令和3年9月1日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤13名⇒15名）

令和3年10月1日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤15名⇒14名）

令和3年12月1日一部改正（職員の員数 看護師兼機能訓練指導員 非常勤4名⇒3名）

令和4年1月1日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤14名⇒12名）

令和4年3月21日一部改正（職員の員数 看護師兼機能訓練指導員 非常勤3名⇒4名）

令和4年4月21日一部改正（職員の員数 介護職員 非常勤12名⇒11名）

令和4年8月1日一部改正（職員の員数 看護師兼機能訓練指導員 非常勤4名⇒5名）

令和5年4月1日一部改正（職員の員数 看護師兼機能訓練指導員 非常勤5名⇒4名

介護職員 非常勤11名⇒9名）

令和6年4月1日一部改正（職員の員数 看護師兼機能訓練指導員 非常勤4名⇒5名

介護職員 非常勤10名⇒8名）

令和6年4月1日一部改正（昼食代 700円（おやつ代100円を含む。）⇒640円（おやつ代60円を含む。））